

## 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書

介護保険法施行規則第83条の6（第172条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり申告をします。

### 1 申請者と同一の世帯に属する者（又は属するとみなされる者（※））の年間収入及び預貯金等について

(フリガナ) 氏名	申請者との関係	性別	生年月日	年間収入及び預貯金額	
	本人	男	年	年金収入額	円
		・	月	その他合計所得金額	円
		女	日	預貯金額（全金融機関合計額）	円
		男	年	年金収入額	円
		・	月	その他合計所得金額	円
		女	日	預貯金額（全金融機関合計額）	円
		男	年	年金収入額	円
		・	月	その他合計所得金額	円
		女	日	預貯金額（全金融機関合計額）	円
		男	年	年金収入額	円
		・	月	その他合計所得金額	円
		女	日	預貯金額（全金融機関合計額）	円

世帯合計	収入合計	円	預貯金額合計	円	現金	円
------	------	---	--------	---	----	---

※申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯に属する者をいいます。

### 2 申請者と上記世帯員に係る資産の状況

(1) 介護保険料の滞納について

滞納している ・ 滞納していない
------------------

**※裏面もありますので、忘れずにご記入ください**

(令和3年8月1日改訂)

(2) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産の所有について

所有している ・ 所有していない
------------------

※以下、**所有している場合** に該当項目に記入すること。

土地	(1) 宅地	延面積	所有者氏名	所在地	備考
				〒	
	(2) 田畑 その他			〒	
建物	(1) 居住用の持家			〒	
	(2) その他			〒	

自動車	使用状況	所有者氏名	車種等	評価概算額
	使用・未使用			円
貴金属	品名			円
その他 高価なもの				

上記のとおり、相違ありません。また、介護保険負担限度額（特例減額措置）認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他関係機関に私及び世帯員の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、確認することに同意します。

清瀬市長 様

令和 年 月 日

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

(配偶者) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

(世帯員) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

**注意事項**

- (1) 所有する資産については、下記に従って記入してください。
  - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - ② 不動産の表の備考には、不動産の種類、使用目的等を記入してください。
  - ③ 評価概算額については、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (2) 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入の上添付してください。
- (3) 不実の申告をして不正に認定を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。